

件名	放射能汚染木くずチップの放射能濃度測定(2回目)の結果について														
内容	<p>1 測定結果等</p> <p>3月14日(金)に続き、本日、2度目の測定を行ったが、結果は次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="336 421 1414 678"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 421 619 510">測定値</th> <th data-bbox="619 421 884 510">グループ</th> <th data-bbox="884 421 1149 510">グループ</th> <th data-bbox="1149 421 1414 510">グループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 510 619 577">3月17日</td> <td data-bbox="619 510 884 577">3,200Bq / kg</td> <td data-bbox="884 510 1149 577">2,800Bq / kg</td> <td data-bbox="1149 510 1414 577">3,000Bq / kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 577 619 678">(参考) 3月14日(速報値)</td> <td data-bbox="619 577 884 678">3,400Bq / kg</td> <td data-bbox="884 577 1149 678">2,600Bq / kg</td> <td data-bbox="1149 577 1414 678">3,000Bq / kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>木くずチップは3箇所に分かれて 19袋、 3袋、 14袋が存置。 各グループごとに、全ての袋から概ね等量の木くずを採取・混合した上で、検体(約40g)を作成。 3月14日(金)、3月17日(月)のそれぞれにおいて検体を採取・作成。</p> <p>また、本日の、木くずチップから最も近い(約13m)敷地境界付近の空間線量率は、<u>0.06μSv/h</u>であった(3月12日(水)と同じ)。 測定値は、県が毎月実施している環境放射能の測定結果と同程度であり、また、環境省が示している空間線量率(0.23μSv/h)未満であった。</p> <p>測定値は、放射性物質汚染対処特措法(以下「特措法」)で定める指定基準(8,000Bq/kg)を下回っているが、農水省の堆肥等の暫定許容値(400Bq/kg)を超えており、堆肥としては使用できない。(廃棄物に該当)</p>			測定値	グループ	グループ	グループ	3月17日	3,200Bq / kg	2,800Bq / kg	3,000Bq / kg	(参考) 3月14日(速報値)	3,400Bq / kg	2,600Bq / kg	3,000Bq / kg
	測定値	グループ	グループ	グループ											
3月17日	3,200Bq / kg	2,800Bq / kg	3,000Bq / kg												
(参考) 3月14日(速報値)	3,400Bq / kg	2,600Bq / kg	3,000Bq / kg												
<p>2 当面の安全措置</p> <p>次により、当面の安全措置を講じることとする(～は土地所有者に依頼し、実施済)</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内への立ち入りができないよう出入口に杭・ロープを設置 出入口に「立入禁止」の表示 飛散・流出を防止するため、廃棄物をブルーシートで被覆 廃棄物の周りを杭・ロープ等で囲む。 <p>定期的に敷地境界付近等の空間線量率の測定、上記の安全措置の状況を確認。</p>															
<p>3 今後の対応</p> <p>廃棄物処理法に基づき、排出者の責任で、適正に処理する必要があるため、排出者の特定に向け調査を行っていく。</p> <p>特措法による特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物に該当する可能性があるため、環境省と協議し、処理方法等を確認していく。</p> <p>適正に処理されるまでの間、当面の安全措置を継続する。</p>															